

第 1 章 橿原市環境基本条例

1. 市の概況

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 8.3km、面積は 39.56km²の広がりを見せ、東は桜井市、西は大和高田市、南は明日香村、高取町、北は田原本町と接しています。

地形は全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曾我川、北には寺川が流れています。

また、本市は良好な交通の利便性から、京阪神の通勤圏として発展してきた一方で、万葉の時代を偲ばせる大和三山がそびえ、その中央には藤原宮跡があり、その周囲には歴史的文化遺産が点在し、自然環境にも恵まれています。

2. 橿原市環境基本条例

(1) 橿原市環境基本条例

良好な環境を保全・創造し、次世代に引き継ぐための基本となる考え方、市、市民、事業者の役割、それぞれの取り組みの基本的な事項を定めたもので、環境保全と創造について、理念条例と位置づけ、憲法のような役割を果たすものとして平成 24 年 9 月に制定しました。

(2) 橿原市環境総合計画

橿原市環境総合計画は、橿原市環境基本条例第 7 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化への対策を含めた環境についての基本的かつ総合的な計画として定めるものです。

本市では、平成 25 年 3 月に策定した計画の期間満了を契機に、多様化し、また複雑化する環境情勢に対して総合的に対応するため、計画期間を令和 5 年度から令和 12 年度とした新たな計画を令和 5 年 3 月に策定しました。

橿原市第 4 次総合計画に掲げる政策目標「みんなが安全に、快適な環境で生活できるまち」を踏まえ、橿原市環境総合計画が対象とする範囲に示した分野に対応した 4 つの基本目標「脱炭素社会の構築と気候変動への適応」「循環型社会の促進」「快適な生活環境と自然・歴史遺産との調和」「環境活動、環境学習の増進」を定め、施策・取り組みを推進します。

【檀原市環境総合計画 基本目標と施策・取組】

基本目標 1

脱炭素社会の構築と気候変動への適応

地球温暖化対策の推進

- ①省エネルギー行動等の促進
- ②市役所における地球温暖化対策の推進

再生可能エネルギー等の利用拡大

- ①再生可能エネルギー等の普及・啓発
- ②ごみ焼却施設等における再生可能エネルギーの推進

気候変動への適応

- ①自然災害へのリスク軽減
- ②健康への影響に関する対策の推進

基本目標 2

循環型社会の促進

4 R の推進

- ①4 R 普及・啓発
- ②資源回収の推進

廃棄物の適正処理の推進

- ①安定的なごみ処理体制の確保
- ②計画的な処理施設の整備

近年の課題への対応

- ①災害廃棄物の処理体制の確保
- ②プラスチックごみ、食品ロス等に関する普及啓発

基本目標 3

快適な生活環境と自然・歴史遺産との調和

安全な生活環境の確保

- ①水質の環境基準の維持
- ②騒音、振動、悪臭の環境基準の維持

自然・歴史遺産との調和

- ①河川清掃活動、美化活動の推進
- ②歴史景観保全のための誘導

生物多様性への対応

- ①生物多様性の保全活動の推進

基本目標 4

環境活動、環境学習の増進

環境活動の促進

- ①環境実践活動の推進
- ②環境啓発のデジタル化の推進

環境学習の推進

- ①学校における環境教育の推進
- ②市民等の環境学習の推進

(3) 櫃原市環境審議会

櫃原市環境審議会は、実施の効果、実施計画の妥当性、環境問題の最新の動向などを総合的に判断し、計画の進捗状況をチェックします。

3. 櫃原市美しいまちづくり条例

清潔で快適な生活環境を確保することを目的とし、ごみの散乱のない美しいまちづくりのため、市、市民等及び事業者の責務を定めたものです。環境の美化に関し、ポイ捨て禁止、飼い犬のふんの始末など市が積極的に施策を推進するとともに、市民等及び事業者の協力、責任、その自主的な活動を促進するもので、平成16年9月30日に制定しました。